

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（監査対象事件）

#### （1）監査テーマ

情報システムに関する事務の執行について

#### （2）監査対象年度

平成30年度

（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

ただし、必要に応じて平成29年度以前の会計年度及び平成31年度についても対象年度に含める。

### 3 特定の事件を選定した理由

今日、ASP／クラウドサービスの利用拡大やソーシャルメディア、タブレット、スマートフォンといった新たなサービスや技術の活用が急速に進んでおり、情報通信技術は様々な課題解決のための有効な手段として一層の活用が進んでいる。

岡山市においては、こうした情報化社会に対応するため、数次の情報化指針の策定・実施を積み重ねた上で、現在は、「岡山市情報化指針（2017～2021）」が策定されている。

同指針においては、「情報化推進による地域活性化」「行政サービスの利便性向上」「情報ガバナンスの更なる充実」などを主要なテーマとして掲げている。同指針は岡山市の基本方針ともいるべき第六次総合計画の支援を行う位置づけとなっており、様々な情報システムの構築や保守管理について、多くの予算が割り振られているものと考えられる。

平成28年1月から施行されている「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）は、事務遂行に携わる各地方公共団体にとっては、行政事務の効率化を行う好機であると共に、重要な市民の個人情報漏洩のリスクを抱えているということでもある

から、同制度をはじめとした各種個人情報を取り扱うシステムについて、岡山市の規則の内容や運用に不備がないかは極めて重要な事項である。

岡山市の包括外部監査においては、これまで、情報システムに関するテーマが正面から取り扱われたことはなく、現時点において、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行うことは有用であると考えた。

## 4 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

#### ア 情報システムの構築について

- ・府内ネットワークシステム、業務系個別システム等を構築するプロセスは適切か

#### イ 情報システムの調達について

- ・情報システムの調達、または維持管理に関する契約手続及び支出手続が、条例やガイドライン等に準拠して運用されているか
- ・調達、あるいは維持管理費用は適切か
- ・調達・運用先の選定は適切に行われているか

#### ウ 情報システムの運用保守について

- ・情報システムの保守計画は適切か
- ・情報システムの保守業者の選定等に問題はないか
- ・情報システムの運用状況のフィードバックは適切になされているか

#### エ 情報システムのセキュリティについて

- ・情報システムのセキュリティ対策は適切に行われているか
- ・情報システムの防災対策や復旧対策等に不備な点はないか

#### オ 情報システムについてのガバナンスについて

- ・情報システムの管理に関する体制が合理的に構築されているか
- ・情報システムの導入により期待された効果があがっているか
- ・情報システムに関連する人材育成が効果的に行われてい

るか

- ・情報システム管理台帳の管理・運用は適切か

## (2) 監査手続

- ア 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- イ 内部管理資料等の閲覧
- ウ 比率分析等の分析的手続
- エ 関係諸帳簿及び証拠書類との照合
- オ 関連施設への実地調査

## 5 包括外部監査の対象部局

当年度の外部監査を実施するにあたり、対象とする情報システムを決定する必要があるが、岡山市においては、利用している情報システムについて、総務局総務部ＩＣＴ推進課において、情報システムの名称、導入年、管理する情報の概要やこれまでの予算執行状況等に関する総括的データベースを管理していることがわかった。

そこで、同データベースの閲覧を行った上で、①稼働中の全システム（228件）について、情報システムの効果、調達、情報セキュリティ等に関する調査を行い、あわせて、②平成30年度予算が0円のシステム（49件）に対してその運用や保守状況についての調査を、③監査の必要性の高い一定のシステム（51件）に対して、その調達・運用や情報セキュリティ等についてのより詳細な調査を、それぞれ各担当部署に対して書面による調査を行った。

監査の必要性については、調達価格、維持価格、保有情報数、保有情報の価値等を考慮した上で、監査の必要性が高いと見られる情報システムについて選抜し、選抜された情報システムについて、各担当部署に対して書面による調査を行い、最終的な調査対象情報システムを決定した。選抜に当たっては、①当該情報システムに関して単年度で1億2000万円以上の支出がなされたことがあるもの、②当該情報システムの維持、運用、委託等に関して過去3年間の平均予算が1200万円以上であるもの、③当該情報システムの保有情報数が10万件以上であるもの、などの外形的事情に加え、④管理する情報価値の高さ、⑤予算項目等の問題点、等の事情を加味して総合考慮した。

なお、単年度1億2000万円基準は、「情報システムに係る

政府調達の基本方針」において、調達指針の対象となる調達予定価格（80万SDR）を参考とし、平均額1200万円基準は維持費として前記額面の10%を目安とするものである。

最終的に、個別的な監査の対象とした部局は次の通りである。

国保年金課	税制課
課税管理課	就学課
区政推進課	料金課
水道局営業課	生活保護・自立支援課
情報システム課	消防局情報指令課

## 6 包括外部監査の実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月27日まで

## 7 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

包括外部監査人	頓 宮 尚 公	弁護士
補助者	雅 意 真 瞳	情報処理安全確保支援士
補助者	山 本 哲 也	公認会計士
補助者	京 野 哲 也	弁護士
補助者	藤 本 英 臣	弁護士
補助者	藤 井 照 正	弁護士
補助者	片 山 裕 之	弁護士

## 8 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 監査結果の記載方法

合規性または経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したものについては「指摘」として記載した。また、著しい問題はないが、改善が望ましい事項と監査人が判断したものについては「意見」として記載している。

## 10 その他

- ①この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、岡山市情報公開条例及び岡山市個人情報保護条例に従って判断している。
- ②この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、岡山市から入手した資料については記載していない。
- ③数値については、単位未満を切り捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と表の数値の合計は一致しない場合がある。